

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係るよくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
1. 給付金について		
1	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得子育て世帯分）（以下「給付金」という）の支給は、どのような趣旨に基づくものですか。	給付金は、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものです。
2	いつ頃から支給が開始されるのですか。	ひとり親以外の低所得の子育て世帯（住民税非課税世帯）については、令和4年4月の予備費で措置した低所得の子育て世帯給付金（住民税非課税世帯分）の支給情報を活用して、可能な限り早期に支給することとしています。 お住まいの市区町村によって、支給開始時期は異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。
3	児童ひとりあたり5万円となっていますが、何故5万円なのですか。	これまで支給してきた低所得者の「ひとり親世帯分に対する給付金」の支給額である5万円を参考にしつつ、特に影響を大きく受ける低所得の子育て世帯において、電気・ガス代を除く今後1年の支出増を勘案して児童ひとりあたり一律5万円の給付としています。
2. 対象者について		
4	給付金の対象者はどのような人ですか。	○令和4年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給を受けた方 ○上記の令和4年度の給付金の支給を受けていない方で、食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、住民税均等割非課税（相当）水準以下である方が対象となります。
5	給付金の支給対象者に外国人は含まれますか。	日本人以外の方であっても、給付金の支給要件を満たす場合には対象になります。
6	給付金は、生活保護受給世帯には支給されますか。また、生活保護の収入認定はされますか。	○生活保護を受けている方であっても、給付金の支給対象者の要件を満たせば、支給対象者となります。 ○なお、給付金は、生活保護制度上、収入として認定しない取扱いとしています。
7	DVを理由に避難していますが、住民票を元の住所地から移動していません。現在生活している避難先の市区町村で給付金を申請することは可能ですか。	○DVを理由に避難している場合、住民票にかかわらず、現在お住まいの市区町村が給付金の対応を行います。 ○その上で、避難者の方が受給できるかは状況により様々なケースが考えられますので、お住まいの市区町村にお尋ねください。 ○なお、避難者の方が既に令和4年度の給付金の受取人となっている場合には、要件を満たせば、令和4年度の給付金の支給口座等に申請不要で支給されます。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係るよくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
8	離婚したのですが、対象となるでしょうか。	<p>○既に令和4年度の給付金の受取人となっている場合には、令和4年度の給付金の支給口座等に申請不要で支給されます。</p> <p>(○ただし、同じ児童について、 <ul style="list-style-type: none"> ・既に元配偶者の方が給付金を受給済みの場合 ・あなたが今年の4月以降にひとり親世帯分の給付金を受給済みの場合は、その児童の分については給付金を受給できません。))</p>
9	事実婚でパートナーがいますが、「ひとり親世帯分に対する給付金」は受けられないと言われました。こちらの給付金は対象になりますか。	事実婚などにより、「ひとり親世帯分に対する給付金」の対象とならない方については、給付金の支給要件を満たす場合には対象になります。
10	里親は支給の対象となりますか。	里親の方であっても、給付金の支給要件を満たす場合には対象になります。
11	児童養護施設の児童など、施設入所児童は支給の対象となりますか。	対象となりません。
12	令和5年3月以降に生まれた新生児の分はもらえませんか。	令和6年2月29日までに生まれた児童で給付金の支給要件を満たす場合には対象となります。
13	今年の3月に高校を卒業した児童の分はもらえませんか。	<p>○令和4年度の給付金を受給していた場合には、申請不要で支給されます。</p> <p>○また、児童が特別児童扶養手当の対象児童である障害児である場合、対象児童となります。</p>
14	4月以降に対象児童が亡くなりました。この場合、その児童の分の給付金はもらえますか。	<p>当該児童を対象児童とした令和4年度給付金の支給対象者であれば、支給の対象となります。なお、申請による支給の場合、申請時点で死亡している児童は支給の対象にできません。</p> <p>(※基準日(令和4年3月31日等)より前に死亡した場合は対象となりません。)</p>
15	住民税非課税とは、いつの年度になりますか。	令和4年度給付金支給対象者への支給については、令和4年度の非課税世帯(令和3年所得ベース)です。
16	なぜ令和4年度の課税情報なのですか。	<p>○給付金は、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯に対して生活支援を行うためのものです。</p> <p>○物価高騰の影響は令和4年度から引き続いており、影響を特に受けた低所得の子育て世帯に対し、本給付金を早期に支給する観点から、令和4年度の住民税均等割非課税(令和3年所得ベース)の者にプッシュ型で支給することとしています。</p>
17	ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯とはどのような世帯になりますか。また、いくらぐらいの金額になりますか。	<p>○住民税非課税世帯については、世帯類型や世帯員の稼得状況によって異なるため、一概に申し上げることは困難ですが、例えば、夫が就労して妻が専業主婦、児童二人の世帯についてモデル的に申し上げれば、東京都等では概ね年収250万円程度と推計されます。</p> <p>○詳しくは令和4年1月1日に居住していた市区町村へお尋ねください。</p>

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係るよくあるお問い合わせ		
No.	質問	回答
18	令和4年度の給付金を受給していません。障害児を養育していますが対象になりますか。	○（令和4年度の給付金を受給していない場合でも）申請時点において、20歳未満の障害児に係る、特別児童扶養手当を受給している方、又は現在特別児童扶養手当を受給していても令和6年2月29日の申請期限までに新規で受給する方で、かつ、手当受給者が食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降の任意の1か月の年収換算が住民税均等割非課税（相当）の水準以下である方は、申請期限までに申請すれば支給対象になります。
19	「ひとり親世帯分に対する給付金」を受給したのですが、この給付金を受給することはできますか。	○今年の4月以降に「ひとり親世帯分に対する給付金」を受給した場合、その児童の分については給付金の対象外となります。 ○今年の3月以降に生まれた児童の分で、その児童について「ひとり親世帯分に対する給付金」を受け取っていない場合であれば、給付金の支給要件を満たせば支給の対象となることがあります。詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。
3. 「家計急変」の考え方について		
20	令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった場合も支給されるということですが、どのような場合を家計急変と言うのですか。	○家計急変については、令和4年度または令和5年度は住民税が課税となっている方が、 ① 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変しており、 ② 令和5年1月以降のいずれかの1か月の収入額を12倍（12か月換算）にした年収見込額が、住民税非課税相当と見なされる場合などに支給対象となります。 ○家計急変の対象となる方は、申請による支給になりますので、申請方法につきましては、お住まいの市区町村にお尋ねください。
21	収入とは何を指しますか。育児休業給付金や失業給付を受けている場合、これも収入に含まれるのでしょうか。	○給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税のものは除く）となります。 ○育児休業給付や失業給付などの非課税の収入は含みません。
4. 申請手続について		
22	支給を受けるに当たって、申請は必要ですか。	○給付金の対象者であり、令和4年度の給付金の受取人となっていれば、今般の給付金においても、令和4年度の給付金の支給口座等に申請不要で支給されます。 ○それ以外の方については、申請をしていただく必要がある可能性がありますので、お住まいの市区町村にお尋ねください。
23	申請の中で、マイナンバーを使用することはありますか。	○給付金の対象者であり、令和4年度の給付金の受取人となっていれば、今般の給付金においても、令和4年度の給付金の支給口座等に申請不要で支給されます。 ○それ以外の方については、申請をしていただく必要がある可能性があります。 ○その際には、お住まいの市区町村が作成する申請書でマイナンバーを記入いただく場合があります。
24	マイナンバーカードを持っていないのですが、給付金はもらえないのでしょうか。	マイナンバーカードを持っているかどうかは給付金の受け取りに関係がありません。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係るよくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
25	令和4年度の給付金も児童手当も特別児童扶養手当も受給していませんが、申請が必要ですか。	<p>令和4年度の給付金・児童手当・特別児童扶養手当の支給を受けていない方で、給付金の対象となるのは、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児については申請時点で20歳未満）を養育しており、次に該当する方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月1日以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方 <p>該当する方で、給付金を受給するには申請が必要となりますので、申請方法はお住まいの市区町村にお尋ねください。</p>
26	申請が必要な場合、どのような書類を整える必要がありますか。	<p>○申請していただく場合、お住まいの市区町村が作成する申請書への記入が必要となります。</p> <p>○その際には、本人確認書類や受取口座を確認できる書類などの添付資料が必要となりますが、詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。</p>